

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	1 自作農財産の売払い	宮崎県 担い手農地対策課

規制等の内容 国有農地及び開拓財産などの自作農財産の売払いについては、次の 1 から 4 に掲げる手続が必要です。 (根拠法令等) ・ 旧農地法（平成21年改正前の農地法） ・ 旧農地法施行令（平成21年改正前の農地法施行令） 1 不要地認定 旧農地法第78条により農林水産大臣が管理する土地等（自作農財産）を、農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする場合には、農業上の利用の増進の目的に供しないとの農林水産大臣の認定（不要地認定）が必要です（旧農地法第80条第1項）。 ※ 宮崎県担い手農地対策課が、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局が認定を行います。 2 旧農地法施行令第17条公告 (1) 不要地認定のあった土地等が、旧農地法第9条、第14条及び第44条により買収したもの（民地買収）である場合には、買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わなければなりません（これを旧農地法第80条第2項財産といいます。）。 (2) 不要地認定のあった土地等が、旧農地法第80条第2項財産である場合には、旧農地法施行令第17条による公告を行うとともに、買収前の所有者又はその一般承継人であると確認できた者に通知しなければなりません（旧農地法施行令第17条）。 ※ 宮崎県担い手農地対策課が、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局が公告・通知を行います。 3 所管換若しくは所属替 不要地認定のあった土地等が、旧農地法第9条、第14条及び第44条により買収したもの以外である場合には、所管換若しくは所属替を行い（旧農地法第80条第1項）、その売払いについては、所管換若しくは所属替を受けた省庁が行うことになります。 (次頁へ続く)	
---	--

規制等の内容 (前頁から)	4 売払い (1) 旧農地法施行令第17条による通知の結果、買収前の所有者又はその一般承継人から買受申込書の提出があった場合には、買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わねばならず、当該土地等を農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする者は、買収前の所有者又はその一般承継人が売払いを受けた後に、同人から転得することになります(旧農地法第80条第1項、第2項)。 (2) 買収前の所有者又はその一般承継人が買受を希望しなかった場合若しくは旧農地法施行令第17条による通知後6か月以内に買受けの申込が無かった場合には、旧農地法施行令第18条により、直接当該土地等を農業上の利用の増進以外の目的に供しようとする者に売り払うことができます。 ※ (1)の場合は、宮崎県担い手農地対策課が、買受申込書を九州農政局に提出し、九州農政局が売払いを行います。 ※ (2)の場合は、宮崎県担い手農地対策課が、関係書類を九州農政局に提出し、九州農政局から宮崎財務事務所に引き継ぎ、宮崎財務事務所が売払いを行います。
問い合わせ先	<相談及び届出窓口> (1) 宮崎県担い手農地対策課(農地調整担当) : TEL 0985-32-4464 (2) 関係農林振興局(地域農政企画課、南那珂・東臼杵は農政水産企画課)・西臼杵支庁(農政水産課) : 電話番号は巻末参照 (3) 関係市町村(農業委員会) : 電話番号は巻末参照 <買受申込書等の提出先> 関係農林振興局・西臼杵支庁(農政水産課) : 電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	2 道路進入口など道路に関する工事の制限（承認）	宮崎県 道路保全課

規制等の内容	道路沿いの住居や施設等への出入口を設けるなど、道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認が必要です。（道路法第24条）
問い合わせ先	※事前に下記相談窓口までご相談ください。 <相談・申請窓口> 道路の管理主体により相談の窓口が異なります。 (1) 国道10号及び220号の場合 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 (2) 上記以外の国道及び県道の場合 宮崎県道路保全課（路政担当）：TEL 0985-26-7182 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3) 市町村道の場合 関係市町村（道路管理所管課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	3 道路占用の制限（許可）	宮崎県 道路保全課

規制等の内容	道路区域内に次に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合（道路占用をする場合）は、道路管理者の許可を受けなければなりません。（道路法第32条） (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 ※ 一部の道路（緊急輸送道路）では、電柱の新規占用は原則として認められませんのでご注意ください。（道路法第37条） (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 道路法施行令第7条に定めるもの ※ なお、上記以外のものによる道路区域の占用は、原則認められていません。
問い合わせ先	※事前に下記窓口までご相談ください。 <相談・申請窓口> 道路の管理主体により相談の窓口が異なります。 (1) 国道10号及び220号の場合 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 (2) 上記以外の国道及び県道の場合 宮崎県道路保全課（路政担当）：TEL 0985-26-7182 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3) 市町村道の場合 関係市町村（道路管理所管課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	4 河川工事等の規制（承認）	宮崎県 河川課

規制等の内容	河川法が適用される河川の工事又は維持を行おうとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出し、承認を受けなければなりません。 ただし、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持は、承認申請は不要です。（河川法第20条）
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 一級河川（直轄区間）の場合 ○ 大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 (2) 一級河川（指定区間）及び二級河川の場合 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3) 準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 相談窓口と同じ

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	5 河川における流水占用の規制（許可）	宮崎県 河川課

規制等の内容	河川法が適用される河川の流水を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第23条） 許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。 (1) 申請書 (2) 次に掲げる事項を記載した図書 ○ 水利使用に係る事業計画の概要 ○ 使用水量の算出の根拠 ○ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算 ○ 水利使用による影響で治水等に関するもの及びその対策等 (3) 工事計画書 (4) 当該水利使用に同意した者の同意書の写し等 (5) 河川管理者以外の者が管理する土地等を使用等する場合に、その使用等について申請者が権原を有することを示す書面等 (6) 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (7) 河川法に基づく関連許可の同時申請ができない場合の理由書等 (8) その他参考となるべき事項を記載した図書
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 一級河川で次に該当する場合 - ア 直轄区間 - イ 県管理区間における1,000kw以上の発電等の特定水利使用 ○ 大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 (2) 一級河川（(1)に係る水利利用を除く）及び二級河川 宮崎県河川課（水政担当）：TEL 0985-26-7184 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 (3) 準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 相談窓口と同じ

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	6 河川における土地の占用等の規制（許可）	宮崎県 河川課

規制等の内容	1 土地の占用の許可 河川区域内の土地（権原に基づき管理する土地を除く）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第24条） 許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。 (1) 申請書 (2) 土地の占用に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 実測平面図 (5) 面積計算書及び丈量図 (6) 土地の占用行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (7) その他参考となるべき事項を記載した図書 2 工作物の新築等の許可 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。（河川法第26条） 許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。 (1) 申請書 (2) 新築等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図 (4) 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図 (5) 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図） (6) 工事の実施方法を記載した図書 (7) 占用する土地の面積計算書等 (8) 河川管理者以外の者が管理する土地等で新築等を行う場合に、申請者が新築等を行う権原を有することを示す書面等 (9) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (10) その他参考となるべき事項を記載した図書 3 土地の掘削等の許可 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更しようとする行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。ただし、軽易な行為については不要です。（河川法第27条） 許可申請に際しての提出書類は、次のとおりです。 (1) 申請書 (2) 土地の掘削等に係る事業計画の概要を記載した図書 (3) 縮尺5万分の1の位置図
--------	---

（次頁へ続く）

規制等の内容 (前頁から)	(4) 土地の掘削等に係る土地の実測平面図 (5) 形状変更の場合、実測縦断面図、横断面図に計画地盤面を記載したもの (6) 土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書 (7) 河川管理者以外の者が管理する土地等で土地の掘削等を行う場合に、申請者が掘削等を行う権原を有することを示す書面等 (8) 土地の掘削等に係る行為又は事業に関し、他の法令の許可等が必要なときは、その許可等を受けた又は見込みであることを示す書面等 (9) その他参考となるべき事項を記載した図書
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 占用等が流水占用を伴わない場合 ア 一級河川（直轄区間） ○ 大淀川・小丸川水系の河川 国土交通省宮崎河川国道事務所：TEL 0985-24-8221 ○ 五ヶ瀬川水系の河川 国土交通省延岡河川国道事務所：TEL 0982-31-1155 ○ 川内川水系の河川 国土交通省川内川河川事務所：TEL 0996-22-3271 イ 一級河川（指定区間）及び二級河川 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ウ 準用河川 関係市町村：電話番号は巻末参照 (2) 占用等が流水占用を伴う場合 ア 一級河川で次に該当する場合 (ア) 直轄区間 (イ) 県管理区間における1,000kw以上の発電等の特定水利使用 (1)のアと同じです。 イ 一級河川（(2)アに係る水利利用を除く）及び二級河川 宮崎県河川課（水政担当）：TEL 0985-26-7184 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 ウ 準用河川 (1)のウと同じ <申請窓口> 相談窓口と同じ

区分	規制等の名称	担当課
5 公共物	7 道路使用の規制（許可）	宮崎県 警察本部交通規制課

規制等の内容	1 道路で工事や作業、工作物の設置、露店などの出店、パレードなど一般交通に影響を及ぼす行為をするときは、使用する道路を受け持つ警察署長の許可を受けなければなりません。（道路交通法第77条） 2 許可対象者は、次のとおりです。（道路交通法第77条第1項） (1) 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人 (2) 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者 (3) 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者 (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者
問い合わせ先	<相談及び届出窓口> 宮崎北警察署：TEL 0985-27-0110 宮崎南 〃：TEL 0985-50-0110 日 南 〃：TEL 0987-22-0110 串 間 〃：TEL 0987-72-0110 都 城 〃：TEL 0986-24-0110 小 林 〃：TEL 0984-23-0110 えびの 〃：TEL 0984-33-0110 高 岡 〃：TEL 0985-82-4110 西 都 〃：TEL 0983-43-0110 高 鍋 〃：TEL 0983-22-0110 日 向 〃：TEL 0982-53-0110 延 岡 〃：TEL 0982-22-0110 高千穂 〃：TEL 0982-72-0110 高速道路交通警察隊：TEL 0985-48-3838